

(4) 精肉コード

精肉コードは、「ステーキ用」や「焼き肉用」等のスライス加工した商品に対するコードである。部分肉と精肉のコードは、以下のように利用する。



(5) 対象商品の範囲

食肉標準品名コードは、枝肉、部分肉、精肉を対象とする。加工品（ハム・ソーセージ、ハンバーグや焼き鳥等の調理済み・クックレディー商品等）は基本的には対象外となる。しかし加工品ではすでに J A Nコード の付けられた商品が多く、メーカーを特定する必要性も高いことから、J A Nコードを利用する。

3. 生鮮共通商品コード

企業間の取引情報交換を電子的に行う（EDI 取引）場合、次のような 13 桁で商品を表す。このコードを「生鮮共通商品コード」と呼ぶ。

食肉の生鮮共通商品コード体系（枝肉・部分肉）

<u>4 9 2 2</u>	<u>8</u>	<u>× × × × ×</u>	0 0	<u>C/D</u>
生鮮フラグ	↑ 部分肉を表すフラグ	標準品名コード		チェックジット

食肉の生鮮共通商品コード体系（精肉）

<u>4 9 2 2</u>	<u>7</u>	<u>× × × □ □</u>	0 0	<u>C/D</u>
生鮮フラグ	↑ 精肉を表すフラグ	標準品名コード		チェックジット

4. 標準商品属性コード

商品属性コードの一部詳細については、次頁の「食肉標準商品コード表」を参照されたい。

食肉標準商品コード表

1. 品名コード表

(1) 畜種コード

畜種コード	名 称	摘 要
1	和牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種を指す。
2	国産牛	原産国（注）が日本であり、和牛以外の牛を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から3ヵ月以内にと畜して生産したものを除く。
3	輸入牛	原産国（注）が日本以外である牛を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から3ヵ月以内にと畜して生産したものを含む。
4	国産豚	原産国（注）が日本である豚を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から2ヵ月以内に畜として生産したものを除く。
5	輸入豚	原産国（注）が日本以外である豚を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から2ヵ月以内に畜として生産したものを含む。
6	国産鶏	原産国（注）が日本である鶏を指す。ただし、生体を輸入した場合は、輸入した日から1ヵ月以内に畜として生産したものを除く。
7	輸入鶏	原産国（注）が日本以外である鶏を指す。ただし、生きた鶏を海外から輸入した場合は、輸入した日から1ヵ月以内に畜として生産したものを含む。
	牛・豚に類似した畜種	
81	子牛	
82	馬	
83	羊	
84	山羊	
85	いのしし	
86	いのぶた	
87	鹿	
89	その他	
	鶏に類似した畜種	
91	あひる	
92	かも	
93	あいがも	
94	きじ	
95	七面鳥	
96	ほろほろ鳥	
97	はと	
99	その他	

（注） 食肉における原産国とは、と畜された時点の国を指す

(2) 部位コード

① 牛

部位コード		名 称
100		枝肉
	101	セット
	102	セット C
190		その他枝肉
	191	その他セット
200		枝肉半丸(サイド)
	201	半丸セット
	202	半丸セット C
210		骨付きとも
220		骨付きとも(ばらなし)
290		その他半丸枝肉
	291	その他半丸セット
300		骨付まえ
	301	まえセット
	302	まえセット C
310		ネック
	311	ネック S
	312	ネック A
320		かたロース(くらした)
	321	ネック付きかたロース
	322	かたロース S
	323	かたロース A
	324	かたロース B
	325	かたロース C
330		かたばら
	331	かたばら A(三角ばら)
	332	かたばら B(ブリスケット)
	333	かたばら C
	334	かたばら D
340		かた(うで、しゃくし)
	341	かた S
	342	とうがらし(チャックテンダー)
350		まえずね(すね)
	351	まえずね S
390		その他まえ

部位コード	名 称
400	骨付ともばら
401	ともばらセット
402	ともばらセット C
410	ともばら
420	うちばら
421	ともばら A
422	ともばら B
430	そとばら
431	ともばら C
432	ともばら D
440	かいのみ・ささみ
441	かいのみ(フラップミート)
442	フランク(ささみ)
490	その他ばら
500	骨付ロイン
501	骨付ロイン(ヒレなし)
502	ロインセット
503	ロインセット C
510	リブロース
511	リブロース S
512	リブロース芯(リブアイロール)
513	リブロースかぶり(リブキャップ)
520	サーロイン
521	サーロイン S
522	サーロイン A
523	サーロイン B
530	ヒレ(ヘレ)
531	ヒレ A
532	ヒレ B
590	その他ロイン

部位コード	名 称
600	骨付もも
601	ももセット
602	ももセット C
610	うちもも
611	うちももS
612	うちももかぶり
613	うちももA
614	うちももB
620	しんたま
621	しんたまS
622	ともさんかく(トライチップ)
630	らんいち
631	らんぷ
632	いちぼ(クーレット)
640	そともも(はばきなし)
641	そともも(はばき付)
642	そとももS
643	はばき(ヒール)
644	しきんぼ(アイラウンド)
650	ともずね(はばき付)
651	ともずね
652	ともずねS
690	その他もも
710	
711	小肉(トリミングミート)
712	挽材(正肉)
713	小間材
714	切り落とし
715	すじ
720	骨
730	脂肪
731	脂肪
732	天然脂
790	その他部位

(3)精肉コード

精肉コード	名称
10	ブロック
11	ブロック
12	ブロック, 糸かけ
13	スペアリブ
14	切り身
19	その他ブロック
20	角切り
21	カレーシチュー用
22	BBQ用
29	その他角切り
30	厚切り
31	ステーキ用
32	サイコロステーキ用
33	とんかつ用
34	一口かつ用
35	カツレツ用
39	その他厚切り
50	薄切り
51	薄切り
52	焼肉用
53	カルビ焼き用
54	すき焼き用
55	しゃぶしゃぶ用
56	牛丼用
57	生姜焼き用
58	切り落とし
59	その他
70	細切れ
80	挽肉
81	挽肉(ミンチ)
82	赤身挽肉
83	合挽
89	その他挽肉
90	その他

2. 商品属性コード表

(1) 態様コード

態様コード	名称
2	チルド
3	フローズン
9	その他

(2) 品種コード

品種コード	名称	備考
10	和種	
11	黒毛和種	
12	褐毛和種	
13	日本短角種	
14	無角和種	
20	交雑種	
30	乳用種・肉用種	畜種毎に乳用／肉用比率が異なるものの、乳用種、肉用種ともに両用の場合が一般的であるため、区分しないこととする。
31	ホルスタイン種	
32	アバンディーン・アンガス種	
33	ヘレフォード種	
34	シャロレー種	
35	その他の乳用種・肉用種	
90	その他	

(3) 性別コード

性別コード	名称
10	雄
11	去勢
12	非去勢(ブル)
20	雌
21	経産
22	未経産
30	子
90	その他

(4)原産地コード

① 県コード

県コード	漢字	カナ	県コード	漢字	カナ
01	北海道	ホッカイドウ	25	滋賀県	シガケン
02	青森県	アオモリケン	26	京都府	キョウトフ
03	岩手県	イワテケン	27	大阪府	オオサカフ
04	宮城県	ミヤギケン	28	兵庫県	ヒョウゴケン
05	秋田県	アキタケン	29	奈良県	ナラケン
06	山形県	ヤマガタケン	30	和歌山県	ワカヤマケン
07	福島県	フクシマケン	31	鳥取県	トトリケン
08	茨城県	イバラキケン	32	島根県	シマネケン
09	栃木県	トチギケン	33	岡山県	オカヤマケン
10	群馬県	グンマケン	34	広島県	ヒロシマケン
11	埼玉県	サイタマケン	35	山口県	ヤマグチケン
12	千葉県	チバケン	36	徳島県	トクシマケン
13	東京都	トウキョウト	37	香川県	カガワケン
14	神奈川県	カナガワケン	38	愛媛県	エヒメケン
15	新潟県	ニイガタケン	39	高知県	コウチケン
16	富山県	トヤマケン	40	福岡県	フクオカケン
17	石川県	イシカワケン	41	佐賀県	サガケン
18	福井県	フクイケン	42	長崎県	ナガサキケン
19	山梨県	ヤマナシケン	43	熊本県	クマモトケン
20	長野県	ナガノケン	44	大分県	オオイタケン
21	岐阜県	ギフケン	45	宮崎県	ミヤザキケン
22	静岡県	シズオカケン	46	鹿児島県	カゴシマケン
23	愛知県	アイチケン	47	沖縄県	オキナワケン
24	三重県	ミエケン			

(2) 牛肉トレーサビリティ関連法規・規程一覧

	頁
1. 法律・政令・省令一覧	65
①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年法律第72号)	
②牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令 (平成15年政令第300号)	
③牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則 (平成15年農林水産省令第72号)	
2. 施行通知・運用通知一覧	84
④牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について (平成15年7月2日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知)	
⑤牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について (平成15年7月2日付け15生畜第2072号農林水産省消費安全局長及び 農林水産省生産局長通知)	

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法及び同施行令並びに施行規則

法 律	政 令	省 令	備 考
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号） 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 牛個体識別台帳（第三条―第七条） 第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理（第八条―第十三条） 第四章 特定牛肉の表示等（第十四条―第十八条） 第五章 雑則（第十九条―第二十二条） 第六章 罰則（第二十三条・第二十四条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（政令第300号） 内閣は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第四項及び第五項、第四条第二項、第十四条第三項並びに第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項及び第三項、第三条第一項第九号及び第二項、第六条、第七條、第八条、第九条第一項から第三項まで、第十条第三項、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条第三項、第十五条（第十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十七条、第十九条第六項並びに附則第二条第二項並びに牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第300号）第四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則を次のように定める。 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 牛個体識別台帳（第三条―第六条） 第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理（第七条―第十九条） 第四章 特定牛肉の表示等（第二十条―第二十七条） 第五章 雑則（第二十八条・第二十九条） 附則 第一章 総則	事務次官通知 ⇒「事」 局長通知 ⇒「局」

実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。	(定義) 第二条 この法律において「個体識別番号」とは、牛（農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいう。	2 この法律において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）をいう。	3 この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したものその他の農林水産省令で定めるものを除く。）であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。	4 この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であって政令で定めるものをいう。 (政令で定める料理) 第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める料理は、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキとする。	5 この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供者」とは、特定の
				(政令で定める料理) 第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める料理は、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキとする。	(特定料理提供者の要件) 第二条 法第五条第五項の政令で定める要件は、次の各
	(法第二条第一項の農林水産省令で定める牛) 第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定める牛は、次のとおりとする。 一 出生直後に死亡した牛 二 輸入された牛のうち、家畜防疫官（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に規定する家畜防疫官をいう。以下この号において同じ。）が指定すると畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に規定すると畜場をいう。以下同じ。）に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送され当該と畜場でとさつされる牛	事 第2の1 局 第1の1	(法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉) 第二条 法第二条第三項の農林水産省令で定める牛の肉は、次のとおりとする。 一 食用に供される牛の肉（以下単に「牛肉」という。）を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの 二 牛肉を肉ひき機でひいたもの 三 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの	事 第2の4	事 第2の5 局 第1の3
		事 第2の2 局 第1の2	事 第2の3		

定料理の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいう。	号のいずれにも該当するものであることとする。 一 料理の提供を主たる事業としてしていること。 二 その者の提供する料理が主として特定料理であること。		第1の4
第二章 牛個体識別台帳 (牛個体識別台帳の作成)	第三条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとする。	一 個体識別番号	第1の4
二 出生又は輸入の年月日	三 雌雄の別	四 輸入された牛以外の牛については、母牛（当該牛を出産した雌の牛をいう。以下同じ。）の個体識別番号	第3の1
五 輸入された牛については、輸入した者（以下「輸入者」という。）の氏名又は名称及び住所	六 管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日	七 牛の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日	第3の1のケ
八 とさつ、死亡又は輸出の年月日	九 その他農林水産省令で定める事項	(法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項) 第三条 法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 牛の種別 二 牛の管理者の連絡先 三 輸入された牛については、輸入先の国名及び輸入者の連絡先 四 とさつされた牛については、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたときと畜場の	第3の1のケ

	名称及び所在地 五 輸出された牛については、輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先 2 前項第一号の牛の種別は、次に掲げるものとする。 一 黒毛和種 二 褐毛和種 三 日本短角種 四 無角和種 五 第一号に掲げる種と第二号に掲げる種との交雑により生じた種（この種と第一号又は第二号に掲げる種との交雑により生じた種を含む。） 六 和牛間交雑種 七 肉専用種 八 ホルスタイン種 九 ジャージー種 十 乳用種 十一 交雑種 3 前項第六号に規定する「和牛間交雑種」とは、同項第一号から第四号までに掲げる種間の交雑により生じた種（この種と同項第一号から第五号までに掲げる種との交雑により生じた種を含む、同項第五号に掲げる種を除く。）をいい、同項第七号に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項第八号から第十号までに掲げる種の牛でないものの種（同項第一号から第六号まで及び同項第十一号に掲げる種を除く。）をいい、同項第十号に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種（同項第八号及び第九号に掲げる種を除く。）をいい、同項第十一号に規定する「交雑種」とは、同項第一号から第七号までに掲げる種と同項第八号から第十号までに掲げる種との交雑により生じた種（この種と同項第八号から第十号までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。）をいう。	事 第3の1の (2)
	(変更に係る記録) 第四条 農林水産大臣は、法第三条第二項に定めるところにより、管理者又は飼養施設に変更があったときは、	2 農林水産大臣は、管理者又は飼養施設に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、前項第六号又は第七号に掲げる事項の変更に係る記録を行

うとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係る同項第六号又は第七号に掲げる事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとする。 3 牛個体識別台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。 （牛個体識別台帳の記録等） 第四条 牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。 2 農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛の死亡又は輸出の日から政令で定める期間保存するものとする。 （牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置） 第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第八条及び第十条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。 2 牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができる。	遅滞なく、当該変更後の管理者又は飼養施設に係る同条第一項第六号又は第七号に掲げる事項を記録するとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係る同項第六号又は第七号に掲げる事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとする。 事 第 3 の 1 の (3) 事 第 3 の 2 事 第 3 の 3
--	---

(牛個体識別台帳に関する情報の公表) 第六条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項（管理者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (農林水産省令への委任) 第七条 この章に規定するもののほか、牛個体識別台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。	一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 当該牛の個体識別番号 三 漏れ又は誤りがある事項及び当該事項について新たに記録すべき内容 (法第六条の農林水産省令で定める事項) 第六条 法第六条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 管理の開始及び終了の年月日 三 飼養施設の所在地（都道府県名を除く。） 四 輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先 五 と畜者の氏名又は名称及び連絡先 六 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先	事 第 3 の 4 局 第 2
第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理 (出生及び輸入の届出) 第八条 牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 2 牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、輸入の年月日、雌雄の別、輸入者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の	第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理 (出生の届出) 第七条 法第八条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、届出を行う者の使用に係る電子計算機等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。）を使用する方法により行わなければならない。 2 法第八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 牛の種別（第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。） 二 管理者の連絡先 (輸入の届出) 第八条 法第八条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。	事 第 4 の 1 の (1) 局 第 3 事 第 4 の 1 の (2)

所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 (耳標の装着) 第九条 農林水産大臣は、前条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知するものとする。 2 牛の管理者又は輸入者は、前項の規定による通知を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標（農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）を着けなければならない。	ならない。 2 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 牛の種別 二 輸入先の国名 (個体識別番号の通知) 第九条 農林水産大臣は、法第九条第一項の規定による通知を行うときは、書面、口頭又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。 (耳標の装着の方法) 第十条 牛の管理者又は輸入者は、法第九条第二項及び第三項の規定により耳標を着けるときは、個体識別番号が容易に判読できるように行わなければならない。 (耳標の規格) 第十一条 法第九条第二項の農林水産省令で定める耳標の規格は、次のとおりとする。 一 装着した後、容易に脱落しない構造であること 二 取り外した後、再び装着することができない構造であること 三 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること 四 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること	事 第4の2 局 第4の1
3 牛の管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となった場合には、農林水産省令で定めるところにより、新たにその個体識別番号を表示した耳標を着けなければならない。 4 農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができる。		

(耳標の取り外し等の禁止) 第十一条 何人も、前条第二項から第四項までの規定により牛の耳に着けられた耳標（以下この条において単に「耳標」という。）を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならない。 2 何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し（以下「譲渡し等」という。）又は譲受け若しくは引取り（以下「譲受け等」という。）をしてはならない。 3 牛が耳の疾患にかかっているときその他の農林水産省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、前二項の規定にかかわらず、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等を行うことができる。この場合には、当該牛の管理者は、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号を識別するための措置を講じなければならない。 (譲渡し等及び譲受け等の届出) 第十二条 牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び当該譲渡し等の年月日その他農林水産	事 第4の3 (耳標の取り外し等に係るやむを得ない事由) 第十二条 法第十条第三項の農林水産省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。 一 牛が耳の疾患にかかっているとき 二 牛の耳に外傷があるとき 三 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取替えを行う必要があるとき 四 譲渡し若しくは引渡しの直前又は輸送中に耳標が脱落したとき 五 その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき (個体識別番号を識別するための措置) 第十三条 法第十条第三項の規定により耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。 一 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること 二 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等により記載すること (譲渡し等の届出) 第十四条 法第十一条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2 法第十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、 事 第4の4 局 第5
---	--

省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	
2 前項の規定により牛の譲受け等をした者（第十三条第二項のと畜者及び同条第三項の輸出者を除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称及び住所、当該牛の個体識別番号、譲受け等の相手方の氏名又は名称及び当該譲受け等の年月日、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	
(変更の届出) 第十二条 前条に規定する場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。	
(死亡、とさつ及び輸出の届出) 第十三条 牛が死亡（とさつによる死亡を除く。）したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、死亡の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	
2 牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、とさつの年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。	

次のとおりとする。 一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 譲渡し等の相手方の連絡先 三 飼養の終了の年月日 (譲受け等の届出) 第十五条 法第十一条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2 法第十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 譲受け等の相手方の連絡先 三 飼養の開始の年月日	事 第4の5
(変更の届出) 第十六条 法第十二条の規定による届出は、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 当該牛の個体識別番号 三 変更があった事項（新旧の対照を明示すること。） 四 変更の年月日 (死亡の届出) 第十七条 法第十三条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める事項は、管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先とする。	事 第4の6の (1) 局 第6
(とさつの届出) 第十八条 法第十三条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2 法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	事 第4の6の (2)

3 牛を輸出した者（以下「輸出者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、輸出の年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。		一 と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地 二 譲受け等の相手方の連絡先 (輸出の届出) 第十九条 法第十三条第三項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 2 法第十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 譲受け等の相手方の連絡先 三 飼養施設の所在地 四 輸出先の国名	事 第4の6の(3)
第四章 特定牛肉の表示等 (と畜者による個体識別番号の表示等) 第十四条 と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければならない。 2 と畜者は、前項の規定による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができる。この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならない。 3 と畜者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定牛肉の引渡しの相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、当該と畜者は、当該書面を交付したものとみなす。	(情報通信の技術を利用する方法) 第四条 と畜者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、特定牛肉の引渡しの相手方（次項において「相手方」という。）に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第二十条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ と畜者の使用に係る電子計算機と特定牛肉の引渡しの相手方（以下この条において「相手方」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に	事 第5の1

2 前項の規定による承諾を得たと畜者は、相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	備えられたファイルに記録する方法 ロ と畜者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十四条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、と畜者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2 前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、と畜者の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 第二十一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 前条第一項各号に規定する方法のうちと畜者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 （販売業者による個体識別番号の表示方法） 第二十二条 法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。 （農林水産省令で定める頭数） 第二十三条 法第十五条第二項第二号（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定
（販売業者による個体識別番号の表示等） 第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。 2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛	事 第5の2

肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。	
一	いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。
二	農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。
三	第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号（個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。）を表示することができる。
四	前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。
(特定料理提供者による個体識別番号の表示等)	
第十六条 特定料理提供者は、特定料理（特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同じ。）の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。	
二	前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるの

める頭数は、五十とする。	
(販売業者による荷口番号の表示方法)	
第二十四条 法第十五条第三項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。	
(販売業者の氏名又は名称の表示方法)	
第二十五条 法第十五条第四項前段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により販売業者の氏名又は名称を表示するときは電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。	
二 法第十五条第四項後段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により他の者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。	
(特定料理提供者による個体識別番号の表示方法)	
第二十六条 法第十六条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、明瞭にしなければならない。	
事 第5の3	

は「特定料理提供者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け等)

第十七条 と畜者、販売業者及び特定料理提供者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスクをもつて調整するものを含む。以下同じ。）を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(勧告及び命令)

事 第5の4	事 第5の5
(帳簿) 第二十七条 と畜者、販売業者及び特定料理提供者は、法第十七条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。 2 法第十七条に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 と畜者 引渡しに係る特定牛肉ごとに、当該特定牛肉に対応する個体識別番号、当該引渡しの年月日、当該引渡しの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該特定牛肉の重量 二 販売業者 販売に係る特定牛肉ごとに次のイ及びロに掲げる事項（販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にあつてはロに掲げる事項を除く。） イ 仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号（法第十五条第三項に規定する荷口番号をいう。以下この条において同じ。）、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量 ロ 販売に係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該販売の年月日、当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該販売に係る特定牛肉の重量 三 特定料理提供者 提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量	

第十八条 農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 2 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 3 農林水産大臣は、特定料理提供者が第十六条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定料理提供者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	第五章 雑則 (報告及び検査) 第十九条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無償で集取させることができる。 3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供者
---	--

第五章 雑則

者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。	4 前三項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	6 第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。	(独立行政法人家畜改良センターへの委任) 第二十条 農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、第二章及び第三章に規定する事務のうち政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。	(独立行政法人家畜改良センターの行う事務) 第五条 法第二十条の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 一 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務 二 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務 三 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務 四 法第五条第二項の規定に基づく申出の受理に関する事務 五 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務 六 法第八条及び第十一条から第十三条までの規定に基づく届出の受理に関する事務 七 個体識別番号の決定及び通知に関する事務	(身分を示す証明書の様式) 第二十八条 法第十九条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。 (権限の委任) 第二十九条 法第十九条第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らのその権限を行うことを妨げない。	事 第6の2
第二十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対							事 第6の3

し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。	(経過措置) 第二十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。 第六章 罰則 第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八條又は第十一條から第十三條までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第九條第二項若しくは第三項又は第十條の規定に違反した者 三 第九條第四項又は第十八條第四項の命令に違反した者 四 第十七條の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者 五 第十九條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の刑を科する。
--	--

附 則

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章、第十九条第三項並びに第二十三条第三号（第十八条第四項に係る部分に限る。）、第四号及び第五号（第十九条第三項に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に存する牛（以下「既存牛」という。）については、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があったときは、その通知があった日）までの間は、第二章及び第三章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。 2 既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。 3 第九条第一項の規定は、前項の届出について準用する。 4 既存牛に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）」と、同項第二号中「出生又は輸入の年月日」とあるのは「附則第二条第二項の規定による届出の年月日」と、同項第六号中「年月日」とあるのは「年月日（この法律の施行の際における管理者については、その旨）」と、同項第七号中「年月日」とあるのは「年月日（この法律の施行の際における飼養施設については、その旨）」とする。 第三条 既存牛が施行日から起算して六月を経過する日（その日までに前条第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があったときは、その通知があ	附 則 この政令は、法の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。ただし、第四条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年十二月一日）から施行する。	(施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第四章の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。	事 第 7 の 1 (既存牛の届出) 第二条 法附則第二条第二項の農林水産省令で定める事項は、管理者の連絡先とする。
--	--	---	---

った日) までの間に出生した牛に関する第三条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項を除く。)」と、第八条第一項中「雌雄の別、母牛の個体識別番号」とあるのは「雌雄の別」とする。 第四条 附則第一条ただし書に規定する日前にとさつした牛から得られた特定牛肉については、第四章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。	
(罰則) 第五条 附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。	
(政令への委任) 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	
(検討) 第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があるとき、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	事 第 7 の 3
(独立行政法人家畜改良センター法の一部改正) 第八条 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。 第十条第二項に次の一号を加える。 三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二十	(独立行政法人家畜改良センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正) 第三条 独立行政法人家畜改良センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十三年農林水産省令第三十五号)の一部を次のように改正する。 第一条中第十号を第十一号とし、第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

条の政令で定める事務		八 センター法第十条第二項第三号に規定する牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二十条の政令で定める事務に関する事項
-------------------	--	---

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る施行通知及び運用通知

施 行 通 知	運 用 通 知	備 考
15生畜第2068号 平成15年7月2日 農林水産事務次官 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「法」という。）は、平成15年6月11日に公布され、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行期日を定める政令（平成15年政令第299号。以下「施行政令」という。）によって、法附則第1条ただし書の規定を除く規定については平成15年12月1日から、法附則第1条ただし書の規定については平成16年12月1日から、それぞれ施行することとされた。また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号。以下「令」という。）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号。以下「規則」という。）が平成15年7月2日に公布され、いずれも法の施行の日（平成15年12月1日）から施行することとされた（ただし、令及び規則の規定のうち、牛肉の表示等に関する規定については、法附則第1条ただし書の規定の施行の日（平成16年12月1日）から施行することとされた。）。 これらの法令の趣旨、概要及び留意すべき事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係者への周知徹底と今後の法の円滑かつ的確な運用につき、特段の御配慮をお願いする。 以上、命により通知する。 記	15生畜第2072号 平成15年7月2日 農林水産省消費・安全局長 農林水産省生産局長 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく個体識別情報の伝達制度の運用に当たっては、法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号。以下「令」という。）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号。以下「規則」という。）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について（平成15年7月2日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）によるほか、下記事項に御留意の上、関係者への周知徹底、指導等本制度の円滑かつ適切な実施につき御配慮をお願いする。 記	
第1 法制定の趣旨 平成13年9月、我が国で初めて牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の患者が確認され、牛肉消費の急激な冷え込み、牛肉価格の暴落といった状況が発生したところである。 他方、BSEは、患者が確認された場合、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）に基づき、当該患者の死体の焼却や畜舎の消		

毒のほか、当該患者と同居したことがある牛（いわゆる「同居牛」）の移動制限（家伝法第 14 条第 3 項）、「疑似患者」の特定、殺処分（家伝法第 17 条）等のまん延防止措置を実施することになる。このようなまん延防止措置を迅速に実施するためには、できるだけ早く同居牛や疑似患者を特定する必要があるが、BSE は、他の家畜伝染病と比べ、潜伏期間が 2 年から 8 年と極めて長いため、牛の移動記録等を過去にさかのぼって確認していたのでは、時間がかかってしまうことから、牛 1 頭ごとに所在等の情報を一元的に管理し、患者発生時に迅速に検索できるシステムを構築する必要がある。 また、牛肉は、BSE の発生により大きく減退した消費が未だ発生前の水準にまで回復しておらず、「全頭検査を実施しても不安」という消費者が未だ多数見受けられる中で、牛肉に対する消費者の信頼を特に強く確保する必要がある。他方、BSE の発生により大きな社会的混乱を経験した EU では、BSE の発生を契機として、牛肉流通の透明性の確保によって牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、2000 年 9 月 1 日以降にと畜された牛から得られる牛肉について、個体識別番号等の表示が義務化されている。 法は、このような状況にかんがみ、BSE のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報（以下「個体識別情報」という。）の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的として、牛個体識別台帳の作成及び耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずることとしたものである。	第 2 定義 1 個体識別番号 法において「個体識別番号」とは、牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいうこととされた（法第 2 条第 1 項）。 また、以下の(1)及び(2)に掲げる牛については、法の対象となる牛の範囲から除外することとされた（規則第 1 条）。 (1) 出生直後に死亡した牛 (2) 輸入された牛のうち、家畜防疫官（家伝法に規定する家畜防疫官をいう。以下同じ。）が指定すると畜場（と畜場法（昭和 28 年法律第 166 号）に規定すると畜場をいう。以下同じ。）に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送され、当該と畜場でとさつされる牛
	第 1 定義 1 法の対象から除かれる牛 (1) 出生直後に死亡した牛 規則第 1 条第 1 号に規定された「出生直後に死亡した牛」については、法の対象となる牛の範囲から除外することとされたところであるが、これには、出生後おおむね 1 週間以内に死亡した牛が該当するものとする。 (2) と畜場直行牛 規則第 1 条第 2 号に規定されたいわゆる「と畜場直行牛」については、動物検疫所における輸入検疫（係留期間 5 日）終了後に家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 50 条の規定に基づき、家畜防疫官が指定すると畜場に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送されると畜場直行牛が該当するものとする。

法は、我が国におけるBSEのまん延防止措置の確な実施を図ることを目的としていることから、我が国の領域内で飼養され、他の牛と同居する可能性がある牛は、原則としてすべて対象となる。しかしながら、他の牛と同居することがないことが確かな牛については、あえてその個体識別情報の記録等を必要がないことから、法の対象となる牛の範囲から除外することとされたところである。なお、動物園等で飼養される牛やペット用に飼養される牛であっても、その飼養過程で他の牛と同居することから、法の対象となる。

2 管理者

法において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者をいうこととされた（法第2条第2項）。

法において、「管理者」には牛の出生又は死亡の届出、譲渡し等及び譲受け等の届出等の義務が課せられることになるが、これは、牛の占有を実質的に支配している者がこれらの事項を最も確実に確認しうる立場にあることによるものである。我が国における牛の飼養等の形態からいえば、「管理者」は、牛の所有権を有する者であることが多いと考えられるが、例えば、オーナー制度により牛を所有する者や公共牧場、農協等に牛の飼養を預託している場合には、当該牛の所有権を有する者自身は当該牛の占有を支配しているわけではないことから、そのような者を「管理者」として上述のような届出義務を課したのでは、的確に牛の個体識別情報の収集を行うことが困難である。このように牛の所有者の委託を受けて所有者以外の者が当該牛の占有を支配している場合には、その者を「管理者」とすべきことになることに留意されたい。

具体的に誰を「管理者」とすべきかについては、上述のような制度の趣旨に即して決められていくべきものであり、牛の生産や取引に関わる者は、これらの趣旨を参酌しつつ、相互に情報の提供等を行い牛の個体識別情報の確な把握に努める必要がある。

なお、牛の運送の委託を受けた運送業者については、当該牛の占有を一時的に支配しているものの、それはあくまでも他者の手足として行っているにすぎないことが明らかなことから、法文上も、「管理者」に該当しない旨が明らかにされている。

3 特定牛肉

2 管理者

(1) 牛の管理者に該当する者
法第2条第2項に規定する「管理者」の考え方は施行通知で示されたところであるが、具体的には、以下のような者が想定される。

- ア 牛の飼養者
- イ 共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者
- ウ 牛の飼養を行う公共牧場の管理者
- エ 試験・研究機関
- オ 牛の飼養を行う教育機関
- カ 荷受業者（と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者等から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいう。以下同じ。）

(2) 農協、家畜商等の取扱い
農協、家畜商等の家畜の売買若しくは交換又はあっせんの事業を営む者は、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、一般的には「管理者」に該当せず、法第11条の規定に基づく牛の譲渡し等又は譲受け等の届出義務が課せられるものではない。しかしながら、「管理者」に該当しない場合であっても、牛の個体識別情報の正確性を確保するため、必要に応じ、これらの者の保有する家畜の取引に関する情報を独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）に提供していただくよう関係者への指導方お願いする。

(3) 家畜市場等の取扱い

家畜市場（家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場をいう。）及び臨時市場（家畜取引法第27条第1項の規定による届出に係る市場をいう。）（以下「家畜市場等」という。）は、家畜の売買又は交換のために開設される市場であって、その事業を単独で営む限り、牛の飼養を行う主体として想定されないことから、「管理者」に該当せず、法第11条の規定に基づく牛の譲渡し等又は譲受け等の届出義務が課せられるものではない。しかしながら、家畜市場等における牛の売買又は交換に関する情報については、牛個体識別台帳に記録される牛の個体識別情報の正確性を確保するため、家畜改良センターに提供していただくよう関係者への指導方お願いする。

法において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（以下単に「牛肉」という。）であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいうこととされた。ただし、以下の牛肉については、規則により対象外とすることとされた（法第2条第3項、規則第2条）。 (1) 牛肉を原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したもの (2) 牛肉を肉ひき機でひいたもの (3) 牛肉の整形に伴い副次的に得られたもの 法の対象となる「特定牛肉」から除外する牛肉については、たとえ対応する牛が特定できたとしても、その数が極めて多数に及ぶ一方で、対応する牛の特定に極めて手間・コストがかかるものであり、主として消費者の牛肉に対する信頼を確保するために個体識別情報の伝達を義務付けるという制度の趣旨と手段の在り方のバランスを考慮して、対象外とすることとされている。 具体的には、(1)では牛肉を原材料として製造されるコンビーフ等の缶詰製品や店頭で販売される牛肉の調理品が、(2)ではひき肉が、(3)では牛肉の枝肉への整形過程で除去される牛の頭部に含まれる「舌」及び「頬肉」、部分肉への整形過程で発生するいわゆる「くず肉」、これを消費者向けの商品とした「小間切れ」（「切り落とし」）等が該当する。これにより、「特定牛肉」として該当する牛肉は、と畜場や食肉処理場から搬出される一般的な状態である「枝肉」や「部分肉」、小売段階の商品の状態である「牛ロース」、「スライス肉」等の精肉が該当することになる。	4 特定料理 法において「特定料理」とは、牛肉を主たる材料とする料理であって、政令で定めるものをいうとされ、令において、「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」及び「ステーキ」とされた（法第2条第4項、令第1条）。 5 販売業者及び特定料理提供者 法において「販売業者」とは、牛肉の販売の事業を行う者をいうこととされた。また、「特定料理提供者」とは、「特定料理」の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいうこととされ、令で定める要件により、料理の提供を主たる事業としている者であって、その者の提供する料理が主として「特定料理」である者とされた（法第2条第5項、令第2条）。 「販売業者」は、上述した「特定牛肉」の「販売」を継続かつ反復して事業活動として行っている者である。「販売業者」に該当する事業者については、「特定牛肉」の対象から、牛肉を原材料として製造・加工品や調理品が外れることから、これらの製品を製造加工し、その卸売を行う「製造業者」や弁当等を調理し、その小売を行ういわゆる「中食業者」（料理品小売業者）は対象外となり、枝肉等の卸売業者や精肉の小売業者が該当することとなる。 他方、いわゆる「外食事業者」のように、その場所で料理等を飲食させる事業者の中には、「精肉」を主たる材料とする料理の提供を専門とする事業形態が存在し、(1)これらの事業者が主として提供する「精肉」を主たる材料とする料理は、顧客が「精肉」そのものの価値（「和牛」であるか否か等）に着目して注文することが多いことから、「精肉」を購入しようとする者と同様に、対応する個体識別情報
--	---

3 販売業者

「販売業者」は、牛肉の販売を継続かつ反復して事業活動として行っている者であり、このような者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条第1項の規定により「食肉販売業」（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第9号）の営業の許可又は卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項若しくは第58条第1項の規定により卸売市場における卸売業務の許可を受ける必要があることとから、「販売業者」に該当する者であるかどうかについては、当該許可を受けている者であるかどうかを基準として判断するものとする。

報の提供を促進すべきと考えられること、

(2) 仕入れの段階で「精肉」に個体識別番号の表示がなされていることから、その情報を顧客に伝達すること自体、「販売業者」と比較してもそれ程困難であるとは考えられないこと

から、このような料理を「特定料理」として政令で指定し、その提供を事業活動として行っている者のうち政令で定める要件に該当する者を「特定料理提供者」として、「販売業者」と同様に規制対象とすることとされたものである。

「特定料理提供者」に該当する要件については、

(1) まず、「特定料理の提供の事業を行う者」の中には、

ア 「料理の提供」自体を主たる経済活動とする者のほかに、

イ 「料理の提供」を行っているものの、それが従たる経済活動であり、カラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどの遊興飲食や酒類を含む飲食の提供を主たる経済活動とする者（例：「料亭」、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「酒場、ピヤホール」）が存在することから、「特定料理提供者」が、上記のアに属する者であることを明らかにするため、そのための要件を端的に表すものとして「料理の提供を主たる事業としていること。」とされた。

(2) 次に、このような「料理の提供を主たる事業としている」者であって、上述のような「特定料理の提供」を主たる経済活動としている者に限定する必要があることから、その要件を端的に表すものとして、「その者の提供する料理が主として特定料理であること。」とされた。

(3) なお、(1)及び(2)の要件にある「主として」かどうか等を基準として行うこととする。

このような要件により、「特定料理提供者」に該当する事業者については、いわゆる「焼き肉店」、「しゃぶしゃぶ店」、「すき焼き店」、「ステーキハウス」と呼ばれる事業者が該当し、ファミリーレストラン等のように「特定料理」が部分的にメニューに含まれているだけの事業者は該当しないこととなる。

4 特定料理提供者 (1) 「特定料理提供者」に該当する者の要件 ア 「特定料理提供者」に該当する者の要件の一つとして、令第2条第1号に規定する「料理の提供を主たる事業としていること。」が設けられたところである。これは、「特定料理の提供の事業」を行う者の中でも、「特定料理提供者」は「料理の提供の事業」を主たる経済活動とする者であって、「遊興飲食や酒類を含む飲食の提供の事業」を主たる経済活動とする者などは対象とはならないことを明らかにする趣旨であることが施行通知において示されているところである。 この「遊興飲食や酒類を含む飲食の提供の事業」を主たる経済活動とする者であるかどうかについては、料亭、バー、酒場など、設備を設けて客に遊興飲食や酒類を含む飲食の提供を行う事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく「風俗営業」に該当することとを踏まえ、同法に基づき「風俗営業」の営業許可を受けている者であるかどうかを基準として判断するものとする。なお、同法によれば、「風俗営業」を営む者は、営業所ごとに当該営業所の所在地を所轄する都道府県公安委員会の許可を受け、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされている。 イ 令第2条第2号に規定する「その者の提供する料理が主として特定料理である」かどうかについては、アの要件を満たすものであって、以下の要件のいずれかに該当するかどうかを基準として判断するものとする。 (7) 1事業所における過去1年間の「特定料理の提供の事業」に係る収入金額又は売上金額の「料理の提供の事業」に係る総収入金額又は総売上金額に占める割合が2分の1を超えること。 (4) 1事業所における牛肉の仕入れに係る数量又は金額の食材（酒類を除く。）全体の仕入れに係る数量又は金額に占める割合が2分の1を超えること。 (9) 1事業所における「特定料理の提供の事業」の計画（例：「特定料理」のメニュー数）の「料理全体の提供の事業」の計画（例：すべての料理のメニュー数）に占める割合が2分の1を超えること。 (2) 「特定料理提供者」に該当する者の公表 農林水産省消費・安全局は、(1)に基づき「特定料理提供者」に該当する者を調査し、規制対象者を明確にする観点から、その結果を公表するものとする。	
---	--

第 3	牛個体識別台帳	
1	牛個体識別台帳の作成	
	(1) 牛個体識別台帳の記録事項	
	農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとする（法第 3 条第 1 項）。	
ア	個体識別番号	
イ	出生又は輸入の年月日	
	輸入された牛以外の牛については当該牛が出生した年月日を記録し、輸入された牛については当該牛が輸入された年月日を記録することとなる。	
ウ	雌雄の別	
	牛の雄又は雌の別を記録することとなる。	
エ	母牛の個体識別番号	
	輸入された牛を除き、母牛（当該牛を出産した雌の牛をいう。）の個体識別番号を記録することとなる。	
オ	輸入者の氏名又は名称及び住所	
	輸入された牛については、輸入した者の氏名又は名称及び住所を記録することとなる。	
カ	管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日	
	管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該管理者が管理を開始した年月日を記録することとなる。	
キ	飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日	
	牛が飼養された飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日を記録することとなる。	
ク	とさつ、死亡又は輸出の年月日	
	と畜場法の規定に基づきとさつされた牛については、とさつの年月日を記録することとなり、とさつ以外の理由により死亡した牛については、死亡の年月日を記録することとなる。	
ケ	また、輸出された牛については、輸出の年月日を記録することとなる。	
	その他の記録事項	
	アからクまでに掲げるもののほか、次に掲げる事項を記録するものとすることとされた（法第 3 条第 1 項第 9 号、規則第 3 条第 1 項）。	
	(7) 牛の種別	
	牛の種別については、牛の生産サイドはもとより、牛肉の販売業者の品揃えや消費者の商品選択上の情報につながるなど、重要な役割を果たすものである。他方、牛の種別については、家畜登録制度でいうところの狭義の品種区分から、和牛その他の種別区分まで多様であり、生産、流通、消費サイドのニーズもそれぞれ異なる。さらに、「管理者」に届出義務が課せられる事項となることを踏まえれば、届出義務者にとって過度の負担とならないようにすることも必要である。	
	このような考え方から、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律	

第98号)に基づき肉用子牛の生産者補給交付金の交付の基準となる保証基準価格等の定められる品種区分と整合がとれた区分であって、届出義務者が混同しないような区分とすることとされている。このため、子牛登記証明書や種付証明書等により品種等の特定が可能であれば当該品種等を届け出て、品種等が特定できない場合は、雌雄を問わず牛肉生産を主たる目的として飼養される牛であって親牛が乳用種でないものの種別を「肉専用種」、ホルスタイン種、ジャージー種等その雌牛が専ら搾乳の用に供することを目的として飼養される品種間で交配された種別を「乳用種」、肉専用種と乳用種の交雑については「交雑種」とすることとされている。	
具体的には、次の11種類の区分に掲げるものとすることとされた（規則第3条第2項及び第3項）。	
a	黒毛和種
b	褐毛和種
c	日本短角種
d	無角和種
e	黒毛和種と褐毛和種との交雑により生じた種（この種と黒毛和種又は褐毛和種との交雑により生じた種を含む。）
f	和牛間交雑種（aからdまでに掲げる種間の交雑により生じた種（この種とaからeまでに掲げる種との交雑により生じた種を含む、eに掲げる種を除く。）をいう。）
g	肉専用種（aからfまでに掲げる「肉専用種」及びkに掲げる「交雑種」を除く。）
h	ホルスタイン種
i	ジャージー種
j	乳用種（h及びiに掲げる種を除く。）
k	交雑種（aからgまでに掲げる「肉専用種」とhからjまでに掲げる「乳用種」との交雑により生じた種（この種とhからjまでに掲げる「乳用種」の交雑により生じた種を含む。）
(イ)	牛の管理者の連絡先
(ロ)	輸入された牛について、輸入先の国名及び輸入者の連絡先
(ハ)	とさつされた牛について、と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及びその所在地
(ニ)	輸出された牛について、輸出先の国名並びに輸出者の氏名又は名称、住所及びその連絡先
(2)	牛個体識別台帳の記録の方法
農林水産大臣は、管理者又は飼養施設に変更があったときは、遅滞なく、変更後の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日又は変更後の飼養施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日を記録するとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係るこれらの事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとすることとされた（法第3条第2項、	

規則第4条。	これは、管理者又は飼養施設の変更があるごとに、変更後の事項を新たに記録するとともに、変更前の事項についても、その終期とともに併記しておくことにより、牛の飼養履歴に関する情報の記録を行うこととしたものである。
(3) その他	牛個体識別台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとされた（法第3条第3項）。
2	牛個体識別台帳の記録等 牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとされた（法第4条第1項）。 また、農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛のとさつ、死亡又は輸出の日から3年間保存することとされた（法第4条第2項、令第3条）。
3	牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとされた（法第5条第1項）。 また、牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができることとされた（法第5条第2項）。
	この申出については、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、申出を行う者の使用に係る電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置又は電話機をいう。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行わなければならないこととされた。この場合において、牛個体識別台帳に記録された事項のうち、他の者の届出に基づき、又は農林水産大臣の職権で記録された事項に関する申出をするときは、記録の漏れ又は誤りがあることを証する書面を添付しなければならないこととされた（規則第5条）。
ア	管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
イ	当該牛の個体識別番号
ウ	漏れ又は誤りがある事項及び当該事項について新たに記録すべき内容
4	牛個体識別台帳に関する情報の公表
	農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項について、以下に掲げる事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされた（法第6条、規則第6条）。
ア	管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先
イ	管理の開始及び終了の年月日
ウ	飼養施設の所在地（都道府県名を除く。）
エ	輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先
オ	と畜者の氏名又は名称及び連絡先

第2 牛個体識別台帳に記録された管理者の氏名等の公表

牛個体識別台帳に記録された事項については、法第6条及び規則第6条の規定に基づき、牛の管理者、輸入者、と畜者及び輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先については、それぞれ公表しないこととされているが、管理者、輸入者、と畜者又は輸出者が、これらの事項を公表することについて同意した場合には、家畜改良センターが当該事項を公表するものとする。

カ 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先 後述するとおり、この公表の事務は、独立行政法人家畜改良センターに委任することとされており、同センターのインターネット上のホームページ (http://lin.go.jp/) の検索画面に個体識別番号を入力することによりその牛に係る個体識別情報が表示されることになる。	
第 4 牛の出生等の届出及び耳標の管理	第 3 牛の出生等の届出
1 出生及び輸入の届出	1 牛の出生又は輸入の届出
(1) 出生の届出	(1) 出生の年月日
牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織（農林水産大臣の使用に係る電子計算機と、届出を行う者の使用に係る電子計算機等）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下第 4 において同じ。）を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないものとしてされた（法第 8 条第 1 項、規則第 7 条）。	出生の年月日は、法に基づく個体識別情報の伝達制度とは別に、牛の登記等でも使用されるものであり、これらに違いが生じると出生の年月日を改めて確認する必要があることから、その情報を記載し、少なくとも当該牛がとさつ等されるまでの間、保存しておくことが望ましい。
ア 出生の年月日	(2) 雌雄の別
イ 雌雄の別	出生した子牛の雌雄の別の判断の基準は、原則として、出生した子牛の外部生殖器により判定するものとする。なお、フリーマーチン（牛の異性双胎又は異性多胎における雌胎子）については「雌」として取り扱うものとする。
ウ 母牛の個体識別番号	(3) 母牛の個体識別番号
エ 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先	分娩した母牛に装着されている耳標に表示された個体識別番号を母牛の個体識別番号とするものとする。このため、受精卵移植により生産された牛については、分娩をした牛（受卵牛）が母牛であって、血統上の母牛（供卵牛等）ではないことに留意されたい。
オ 飼養施設の所在地	(4) 牛の種別
カ 牛の種別（第 3 の 1 (1) ケ (イ) の牛の種別をいう。以下同じ。） なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられることとされた（法第 23 条第 1 号）。	牛の種別の届出が適正に行われているかどうかについて確認する場合は、以下に掲げる種別を証する書類等により行うものとする。このため、牛の種別の届出を行った「管理者」は、これらの種別を証する書類（その写しを含む。以下同じ。）を整理し、少なくとも当該牛がとさつ等により死亡するまでの間、保存しておくことが望ましい。
(2) 輸入の届出	種別を証する書類としては、以下に掲げるア又はイであることが望ましいが、ウからオまで又はこれらに準ずる書類であっても差し支えない。
牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第 8 条第 2 項、規則第 8 条）。	ア 子牛登記証明書等
ア 輸入の年月日	「子牛登記証明書」とは、社団法人全国和牛登録協会、社団法人日本あか牛登録協会又は社団法人日本短角種登録協会が発行する子牛登記証明書をいうものとし、これらに準ずる証明書として、熊本県家畜登録協会が褐毛和種と黒毛和種との交配を証明するために発行する「交雑証明書」をいうものとする。
イ 雌雄の別	イ 登録証明書
ウ 輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先	「登録証明書」とは、社団法人日本ホルスタイン登録協会、日本ジャージー登録協会、社団法人全国和牛登録協会、社団法人日本あか牛登録協会、社団法人日本短角種登録協会又は社団法人北海道酪農畜産協会が発行する登録証明書等をいうものとする。
エ 飼養施設の所在地	
オ 牛の種別	
カ 輸入先の国名	
なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられることとされた（法第 23 条第 1 号）。	

2 耳標の装着 農林水産大臣は、出生又は輸入の届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、書面、口頭又は電子情報処理組織を使用する方法により、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知することとされた（法第9条第1項、規則第9条）。 また、牛の管理者又は輸入者は、個体識別番号の通知を受けたときは、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標を、個体識別番号が容易に判読できるように着なければならぬこととされた（法第9条第2項、規則第10条）。 なお、耳標については、以下に掲げる規格に適合するものを着なければならぬこととされた（法第9条第2項、規則第11条）。 ア 装着した後、容易に脱落しない構造であること。 イ 取り外した後、再び装着することができない構造であること。 ウ 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること。	ウ 授精証明書 「授精証明書」とは、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第22条第2項の規定に基づき、獣医師又は家畜人工授精師が家畜人工授精用精液の注入を受けた雌牛の飼養者に対して交付する「授精証明書」をいう。 エ 種付証明書 「種付証明書」とは、家畜改良増殖法第9条第4項の規定に基づき、種雄牛の飼養者が自然種付けをした雌牛の飼養者に対して交付する「種付証明書」をいう。 オ 体内・体外受精卵移植証明書 「体内・体外受精卵移植証明書」とは、家畜改良増殖法第22条第2項の規定に基づき、獣医師又は家畜人工授精師が家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の移植を受けた雌牛の飼養者に対して交付する「体内受精卵移植証明書」又は「体外受精卵移植証明書」をいう。 なお、「ホルスタイン種」については、当該種別区分に該当することを証する書類がない場合も想定されることから、以下の判定基準に基づき当該種別の適正性を判断するものとする。 (7) 腹部及び尾房が白色であること。 (イ) 四肢の全ての蹄冠部が黒毛又は赤毛で取り巻いていないこと。 2 届出の時期 牛の出生又は輸入の届出については、その事実が生じた後、遅滞なく届け出るものとされているが、この「遅滞なく」とは、以下のように解するものとする。 乳用種の子牛の出生の届出にあつては、ヌレ子の取引の時期等を考慮し、生後1週間以内を目途に届け出るものとする。出生後直ちに出荷等を行わない肉用子牛の出生の届出にあつては、家畜登録制度の分娩報告時期、肉用子牛生産者補給金制度における個体登録の申込時期等も考慮し、生後1～2か月以内を目途に届け出ることも可能とする。 第4 耳標の装着 1 装着の時期 (1) 出生した牛 「管理者」にあつては、特に乳用種の子牛については、出生直後に売買の対象となる可能性が高いことから、出生後1週間以内に耳標が装着されるよう努める必要がある。ただし、疾病等で獣医師の診療を受け、耳標装着により悪影響が想定される場合には、個体識別のできる措置を講じた上で、耳標の装着が可能になるまでの間、猶予することも可能とする。 (2) 輸入牛 「輸入者」にあつては、輸入検疫期間の終了までに耳標の装着を行うものとする。 2 装着の方法 「管理者」又は「輸入者」は、耳標の装着に当たって、以下に掲げる事項に留意
--	--

エ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること。 また、管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となった場合には、新たにその個体識別番号を表示した耳標を、個体識別番号が容易に判読できるように着けなければならないこととされた（法第9条第3項、規則第10条）。 さらに、農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができることとされた（法第9条第4項）。 なお、耳標を着けず、又は耳標を着けるべき旨の命令に違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられることとされた（法第23条第2号及び第3号）。 3 耳標の取り外し等の禁止 何人も、適法に牛の耳に着けられた耳標を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならないこととされた（法第10条第1項）。 また、何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し（以下「譲渡し等」という。）又は譲受け若しくは引取り（以下「譲受け等」という。）をしてはならないこととされた（法第10条第2項）。 一方、以下に掲げるやむを得ない事由に該当するときは、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をすることができるとされた（法第10条第3項、規則第12条）。 ア 牛が耳の疾患にかかっているとき イ 牛の耳に外傷があるとき ウ 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となった耳標の取替えを行う必要があるとき エ 譲渡し等の直前又は輸送中に耳標が脱落したとき オ その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき また、これらのやむを得ない事由に該当し、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければならぬこととされた（法第10条第3項、規則第13条）。 ア 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載したれを当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること。 イ 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載すること。 なお、これらの規定に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられることとされた（法第23条第2号）。 4 譲渡し等及び譲受け等の届出 (1) 譲渡し等の届出 牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、書面又は電子的情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第11条第1項、規則第14条）。	するものとする。 ア 耳標が脱落しないよう耳の中央部に血管を避けて装着器（アプリケーションター）を用いて装着すること。 イ 個体識別番号が判別できるよう、耳の内側に大きく文字が印刷された面が来るよう装着すること。 第5 譲渡し若しくは引渡し又は譲受け若しくは引受けの届出 1 届出の義務者 上述したとおり、牛の販売や購買を代行する農協や家畜商については、一般的には「管理者」には該当しないことが多いと考えられるが、実質的に牛を占有している者が「管理者」に該当することを踏まえれば、輸送期間を含めおおむね1週間以
---	---

ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 イ 当該牛の個体識別番号 ウ 譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び連絡先 エ 譲渡し等の年月日 オ 飼養の終了の年月日 なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。 (2) 譲受け等の届出 牛の譲受け等をした者（法第１３条第２項のと畜者及び法第１３条第３項の輸出者を除く。）は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第１１条第２項、規則第１５条）。 ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 イ 当該牛の個体識別番号 ウ 譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先 エ 譲受け等の年月日 オ 飼養施設の所在地 カ 飼養の開始の年月日 なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法第２３条第１号）。	上牛を預かる場合は、「管理者」、すなわち届出の義務者に該当するものとする。 2 飼養の終了又は開始の年月日 (1) 譲渡し又は引渡しをした者 「飼養の終了の年月日」は、飼養施設から牛を出した年月日を届け出るものとする。 (2) 譲受け又は引受けをした者 「飼養の開始の年月日」は、飼養施設に牛を入れた年月日を届け出るものとする。 3 譲渡し等の相手方、譲渡し等の年月日等 牛の譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をした「管理者」が農林水産大臣に届け出た「譲渡し等の相手方」及び「譲渡し等の年月日」については、それぞれ、当該牛の譲受け又は引受け（以下「譲受け等」という。）をした別の「管理者」及び「譲受け等の年月日」と一致することになる。 このため、特段の事情がない限り、牛の取引実態にかんがみ、牛の譲渡し等及び譲受け等を行う場合には、譲渡し等をした「管理者」、すなわち譲受け等の相手方の飼養の終了年月日（いわゆる「転出日」）をもって、「譲渡し等の年月日」及び「譲受け等の年月日」とすることを原則とする。 しかしながら、「管理者」と別の「管理者」との間の牛の移動については、「管理者」である飼養者の飼養施設から、家畜の売買代行者等に対して牛の譲渡し等が行われ、当該牛が家畜市場において取引された後に、別の家畜の売買代行者等に譲渡し等が行われた上で、別の「管理者」である飼養者の飼養施設において飼養が開始される場合が多い。このように、「管理者」と別の「管理者」との間に、当該牛を占有する別の主体が存在する場合には、「管理者」が牛の譲渡し等又は譲受け等をした時点において、「譲渡し等の相手方」又は「譲受け等の相手方」である別の「管理者」をにわかに特定することは実態上困難な場合も想定される。この場合には、牛の移動情報を迅速に把握する観点から、以下のように対応するよう関係者を指導された
5 牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときの届出 譲渡し等又は譲受け等の場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使	(1) 譲渡し等をした者の対応 「管理者」が牛の占有を他者に移転させた時点において、「譲渡し等の相手方」となるべき別の「管理者」を特定することができない場合には、牛の占有の移転先である牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を家畜改良センターに報告するものとする。 (2) 譲受け等をした者の対応 他者から牛の占有を移転された「管理者」が、当該牛の占有の移転時点において、「譲受け等の相手方」となるべき元の「管理者」を特定することができない場合には、牛の占有の移転元である牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を家畜改良センターに報告するものとする。

用する方法により、農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第12条、規則第16条）。	ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 イ 当該牛の個体識別番号 ウ 変更があった事項（新旧の対照を明示すること。） オ 変更の年月日 なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処せられることとされた（法第23条第1号）。	6 死亡、とさつ及び輸出の届出 (1) 牛の死亡の届出 牛が死亡（とさつによる死亡を除く。）したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第13条第1項、規則第17条）。 ア 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 イ 当該牛の個体識別番号 ウ 死亡の年月日 なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第23条第1号）。	(2) 牛のとさつの届出 牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされた（法第13条第2項、規則第18条）。 ア と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地 イ 当該牛の個体識別番号 ウ とさつの年月日 エ 譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先 なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処せられることとされた（法第23条第1号）。
---	---	--	--

	第6 死亡、とさつ及び輸出の届出 1 輸送中の死亡の届出 運送業者や家畜商等が委託を受けて牛の運送又は販売を行う途中でその牛が死亡した場合には、その牛の運送又は販売を委託した「管理者」が死亡の届出を行うことになる。ただし、取引の実態上、死亡時点で誰が「管理者」に該当するかをいかに特定できない場合があり得ることから、牛の個体識別情報における死亡に関する情報の重要性にかんがみ、当該牛の死亡を確認した者が、その情報を速やかに家畜改良センターに提供していただくよう関係者への指導方お願いする。 また、牛が運送又は販売の途中で死亡した場合に、当該運送又は販売を委託等した「管理者」が死亡に係る届出を行う必要があることから、輸送業者等との委託契約等の中で、輸送中に死亡した場合には輸送業者等が輸送の委託をした当該「管理者」に対し「当該牛の個体識別番号」及び「死亡の年月日」を報告する旨を明記しておくことが望ましい。	2 とさつの届出 牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、「当該牛の個体識別番号」、「とさつの年月日」等を農林水産大臣に届け出るとともに、とさつ・解体された後の牛肉に対応する牛の個体識別番号を正確に表示しうる立場にいる者として、個体識別番号の表示義務も併せて課せられている者であり、「とさつ」という牛の個体識別情報における重要な情報を提供する主体であるとともに、牛肉流通における個体識別情報の伝達の起点になる主体でもある。 他方、飼養者等から、牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って飼養者等から牛の譲渡し等を受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理するいわゆる「荷受業者」については、当該牛と個体識別番号との対応関係を整理した上で、「と畜者」に牛の引渡しを行う者であることから、このような「荷受業者」については、「管理者」として、牛の飼養者等から牛の譲渡し等を受けた時点で、その年月日を「譲受け等の年月日」として、当該牛の飼養者等を「譲受け等の相手方」として、それぞれ当該牛の個体識別番号とともに、家畜改良センターに届け出るものとする。また、「と畜者」に当該牛の引渡しをした時点で、当該引渡しの年月日を「譲渡し等の年月日」として、当該「と畜者」を「譲渡し等の相手方」として、それぞれ個体識別番号とともに届け出るものとする。なお、「管理者」である「荷受業者」が牛の譲受け等をした時点において、「譲受け等の相手方」である別の「管理者」をいかに特定することが困難な場合における情報提供の在り方については、
--	---	---

第 5 の 3 の (2) に準ずるものとする。

他方、当該牛の引渡しを受けた「と畜者」は、牛のとさつをしたときは、「当該牛の個体識別番号」「とさつ年月日」等のほか、当該「荷受業者」を「譲受け等の相手方」として届け出るものとする。

なお、上記の「荷受業者」が届け出るべき「譲渡し等の相手方」と「と畜者」が、当該「と畜者」が届け出るべき「譲受け等の相手方」と当該「荷受業者」が、それぞれ一致することがあらかじめ明らかなであれば、当該「荷受業者」及び「と畜者」をそれぞれ「譲受け等の相手方」及び「譲渡し等の相手方」として、連名により、「当該牛の個体識別番号」、「譲渡し等の年月日」、「譲受け等の年月日」等の事項を届け出ることとも可能である。

(3) 牛の輸出の届出

牛を輸出した者（以下「輸出者」という。）は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により、以下に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならぬこととされた（法第 13 条第 3 項、規則第 19 条）。

ア 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先

イ 当該牛の個体識別番号

ウ 輸出の年月日

エ 譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先

オ 飼養施設の所在地

カ 輸出先の国名

なお、この規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処せられることとされた（法第 23 条第 1 号）。

第 5 特定牛肉の表示等

1 と畜者による個体識別番号の表示等

(1) 個体識別番号の表示

法においては、「と畜者」を「牛をとさつした者」と定義し、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他者に引き渡すときは、当該特定牛肉に対応する牛の個体識別番号を表示しなければならないこととされた（法第 14 条第 1 項）。

牛がと畜されるまでの生産段階においては、個体識別番号が表示された耳標が牛と物理的に一体となっており、当該個体識別番号を通じて牛個体と個体識別情報との同一性が担保される一方、牛がとさつ・解体される段階では、牛個体と耳標との物理的一体性がなくなることから、と畜後の牛肉（枝肉）がどの牛からのものであるかを特定するためには、牛のと畜の段階で、牛及び当該牛に対応する牛肉を管理している者がそれぞれの牛肉（枝肉）に牛の個体識別番号を正確に表示する必要がある。このため、牛を「とさつ」した者が、牛のとさつから牛肉がと畜場外に持ち出されるまでの間、牛及び当該牛に対応する牛肉を占有し、牛の耳標に表示された個体識別番号に対応する牛肉に正確に表示する立場にあるとして、個体識別番号の表示等の義務対象者とする事とされたところである。

ある。

「と畜者」としては、と畜場を設置又は管理して、自らとさつ・解体業務を行う者や、他者が設置又は管理すると畜場において、獣畜のとさつ・解体を請け負う事業者が該当し、事業者のみならず、とさつ・解体を自ら行う地方公共団体等が該当する場合もある。具体的に誰を「と畜者」とすべきかについては、上述のとおり、牛のとさつから牛肉として他者に引き渡すまでの工程を誰が管理しているかを勘案して決められることになる。

(2) 個体識別番号に代えた番号等の表示

と畜者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができることとされた。また、この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならぬこととされた(法第14条第2項)。

この番号又は記号で牛の個体を識別することができるものとは、と畜者等が家畜をと畜場に受け入れるときにと畜作業の工程上、便宜的に家畜、枝肉ごとに割り振る「と畜番号」、「枝肉番号」等を想定している。

また、と畜者は、この書面の交付に代えて、特定牛肉の引渡しの相手の承諾を得た上で、当該書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができることとされた。この場合、相手方の承諾を得ないまま電磁的方法による提供を認めると相手方が知らないうちにと畜者の提供義務が履行されることになることから、

ア 相手方の承諾は、事前に行わなければならないこと、

イ と畜者の使用する電磁的方法の種類及び内容(ファイルへの記録の方式)を明らかにすること、

ウ 事後的に承諾の事実を確認しよう、口頭ではなく、書面又は電磁的方法により承諾を得なければならないこと、

エ 仮に相手方が当該承諾を取り消した場合には、それ以後は電磁的方法による提供をしてはならないこと

等とすることとされた(法第14条第3項、令第4条、規則第21条)。

なお、電磁的方法については、以下のいずれの方法であって、相手方がファイルへの記録を出力することによって書面を作成することができるものでなければならぬこととされた(規則第20条)。

ア 電気通信回線を通じて送信し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(例えば、電子メール、取引データをまとめてファイルとして一括送信する方法(EDI等)、電磁的記録をファイルに記録する機能を有するフラックス等に送信する方法等)

イ 電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該相手方のファイルに記録する方法(例えば、ウェブのホームページを利用する方法等)

ウ 相手方に磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を交付する方法

2 販売業者による個体識別番号の表示等

(1) 個体識別番号の表示

販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないこととされた（法第15条第1項、規則第22条）。

なお、店舗の見やすい場所で表示するのは、販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合に限ることとされた（規則第22条）。

(2) 二以上の個体識別番号を表示するときの要件等

ア 販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければなら
ないこととされた。ただし、以下に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉
の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示す
ることができるとされた（法第15条第2項、規則第23条）。

(イ) いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉で
あること。

(イ) 50頭以下の牛から得られた特定牛肉であること。

イ また、販売業者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号
以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの（以下「荷口番号」という。）
を表示することができるとされた。この場合には、特定牛肉若しくはその
容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特
定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に明瞭に表示しなければならないこ
ととされた。また、荷口番号の表示をした者の氏名又は名称及び電話番号その
他の連絡先を併記し、当該特定牛肉の販売の相手方や消費者の求めに応じて、
当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならないこととさ
れた。ただし、仕入先等の他者が定めた荷口番号を表示する場合は、当該荷口
番号を定めた者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を表示すれば、必
ずしも自らの氏名等を表示し、又は消費者等の求めに応じて当該荷口番号に対
応する個体識別番号を自ら明らかにする必要はないこととされた（法第15条
第3項及び第4項、規則第24条、第25条）。

(3) 荷口番号による表示の考え方

法における牛肉の流通段階における措置は、特定牛肉がどのような牛に由来す
るものであるかを流通・消費の各段階で特定できるようにすることを主なねらい
としており、当該特定牛肉がいずれの牛に由来するものであるかの特定は、でき
る限り個体レベルでなされることを原則とすべきである。このため、法において
は、一つの商品単位の牛肉について、当該特定牛肉に対応する一の個体識別番号
を表示することを原則とすることとされている。

しかしながら、とさつ・解体以後の牛肉の流通や処理の過程は多様であり、例
えば、複数頭分の牛肉を組み合わせて一つの商品として取引する方法や、複数の
牛の特定の部位だけをまとめ一つの商品として取引する方法等が消費者や販売先
のニーズに応じて日常的に行われているのが実態である。

他方、たとえ牛肉がどの牛に由来するものであるかの特定を個体レベルで行う

	ことができなくても、牛肉に対応する牛の範囲が限定されれば、その範囲内で個 体識別情報の確認が可能であるとともに、ＢＳＥの発生等の方が一の事態におい ても、牛肉や対応する牛の範囲が特定されることから、牛肉の安全に対する信頼 を確保するという法の趣旨に照らしても有意義といえる。このため、一の商品単 位の牛肉に対応する牛を個体レベルで特定することが困難であって、対応する牛 が一定の範囲内で特定されることを条件として、一つの商品単位の牛肉について 複数の個体識別番号又はこれに代わる番号又は記号（荷口番号）を表示すること を認めることとされている。ただし、複数の個体識別番号又はそれに代わる荷口 番号の表記を無制限に認めることは、上述の法の趣旨を損なうおそれがあること から、一定の上限を課すこととされた。この上限値の決定に当たっては、本措置 によって牛肉流通の効率性が過度に損なわれることのないよう、我が国の大規模 な部分肉処理施設における１日の処理頭数の平均がおおむね５０頭であることを 踏まえ、「５０」とすることとされたところである。 なお、個体識別番号及びこれに代わる荷口番号は「一の牛肉」を単位として表 示することとしているが、この「一の牛肉」は一の商品単位、すなわち、 ア 卸売の段階では、部分肉や「牛正肉」の１ブロック又はこれらを複数分まと めた１包装単位 イ 小売の段階では、例えば、パック売りの場合にあっては１パックごと又はこ れらを同一の商品として他の商品と区分して配置した１販売区画、量り売りの 場合にあってはショーケース内における同一の商品を陳列した１トレイがこれ に相当するものである。 ３ 特定料理提供者による個体識別番号の表示等 (1) 特定料理提供者は、特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするとき は、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料で ある特定牛肉に係る牛の個体識別番号を明瞭に表示しなければならないこととさ れた（法第１６条第１項、規則第２６条）。 特定料理提供者は、いわゆる特定料理の専門店であるが、個体識別番号の表 示義務の対象は、個体識別番号により個体識別情報が記録されている「特定牛肉」 を主たる材料とするものに限られる。 (2) 二以上の個体識別番号を表示するときの要件等 ア 特定料理提供者は、一の特定料理について一の個体識別番号を表示しなけ ればならないこととされた。ただし、以下に掲げる要件のいずれにも該当する 特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供をするときは、一の特定料理につ いて二以上の個体識別番号を表示することができることとされた（法第１６条 第２項において準用される法第１５条第２項、規則第２３条）。 (イ) いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉で あること。 (イ) ５０頭以下の牛から得られた特定牛肉であること。 イ また、特定料理提供者は、(1)による個体識別番号の表示に代えて、個体 識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するもの（荷口番号）を表
--	---

示ることができることとされた。この場合には、荷口番号の表示をした者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を併記し、当該特定料理の提供の相手方の求めに応じて、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならぬこととされた。ただし、仕入先等の他者が定めた荷口番号を表示する場合は、当該荷口番号を定めた者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先を表示すれば、必ずしも自らの氏名等を表示し、又は提供の相手方の求めに応じて当該荷口番号に対応する個体識別番号を自ら明らかにする必要はないこととされた（法第 16 条第 2 項において準用される法第 15 条第 2 項から第 4 項まで、規則第 25 条）。 複数の個体識別番号又は荷口番号の表示の要件については、販売業者における場合の措置と同様とされた。この場合、表示の単位とされる「一の特定料理」とは、「一の注文の単位」である。	4 帳簿の備付け等 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、帳簿（磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。）を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し、以下に掲げる者に応じ、それぞれ以下に掲げる事項を記載し、又は記録し、これを 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 2 年間保存しなければならないこととされた（法第 17 条、規則第 27 条）。 なお、これらの措置に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられることとされた（法第 23 条第 4 号）。 (1) と畜者 引渡しに係る特定牛肉ごとに、 ア 当該特定牛肉に対応する個体識別番号 イ 当該特定牛肉の引渡しの年月日 ウ 当該引渡しの相手方の氏名又は名称及び住所 エ 当該引渡しに係る特定牛肉の重量 (2) 販売業者 販売に係る特定牛肉ごとに、次のア及びイに掲げる事項（ただし、販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にはイに掲げる事項を除く。） ア 仕入れに係る特定牛肉ごとに、 (イ) 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号（又は対応する荷口番号） (イ) 当該仕入れの年月日 (ウ) 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所 (エ) 当該仕入れに係る特定牛肉の重量 イ 販売に係る特定牛肉ごとに、 (イ) 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号（又は対応する荷口番号）
--	--

(イ) 当該販売の年月日 (ウ) 当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所 (エ) 当該販売に係る特定牛肉の重量 (3) 特定料理提供者 提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、 ア 当該特定牛肉に対応する一又は二以上の個体識別番号（又は対応する荷口番号） イ 当該仕入れの年月日 ウ 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所 エ 当該仕入れに係る特定牛肉の重量	
5 勧告及び命令等 農林水産大臣は、と畜者、販売業者又は特定料理提供者が、1 から 3 までの措置を遵守していないと認めるときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとされた。	
さらに、この勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた（法第 18 条第 1 項から 4 項まで）。	
また、この命令に違反した者は、30 万円以下の罰金に処することとされた（法第 23 条第 3 号）。	
第 6 その他	
1 報告及び検査	
(1) 牛の管理者等 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされた（法第 19 条第 1 項）。	
(2) と畜者 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされた（法第 19 条第 2 項）。	
(3) 販売業者及び特定料理提供者 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必	

要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができることとされた。この場合の集取に当たっては、時価によってその対価を支払わなければならないこととされた（法第19条第3項）。	(4) 牛肉の集取の考え方 法において、耳標の装着や特定牛肉の表示、関係帳簿の保存等の義務を担保するため、農林水産大臣が、職員をして、牛の管理者の畜舎やと畜場、販売業者の店舗等に立ち入り、書類その他の物件の検査を行わせるほか、と畜場や販売業者又は特定料理提供者については、科学的な検査を行うため、そのサンプルとなる肉片を集取することができることとされた。 これは、とさつされた後、部分肉処理、販売の過程において、牛肉に表示された個体識別番号等と、その牛肉に対応する牛とが一致しているかどうかを確認するためには、保存義務を課している帳簿等の検査だけでなく、DNA検査等の科学的な検査を行うことによって、その同一性の確認を行う必要があるためであり、具体的な検査方法は、以下のようなものが考えられる。 ア 牛肉流通の起点であると畜場において、とさつされた直後の枝肉から照合用のサンプルとして肉片を集取し、この個体に対応する個体識別番号とともに一定期間保管する。 イ 一方、川下の小売の販売業者等の店頭において、小売段階における検証用のサンプルとして特定牛肉又は特定料理を集取し、当該特定牛肉又は特定料理に表示されている個体識別番号（これに対応する荷口番号）とその番号等に対応するアの照合用サンプルの両者についてDNA分析を行い、その結果が同一のものであるかどうかを確認する。 このような特定牛肉等の集取については、相手方の同意を要せずに行われる。このため、販売業者又は特定料理提供者における特定牛肉又は特定料理の集取については、検査に必要な肉片が必要最小量である数十グラムのものであっても、集取の対象は、販売の対象となる牛肉又はサービスの提供の対象となる料理そのものであり、集取の後はその経済的価値が失われる可能性があることから、当該牛肉又は料理が集取当時集取物の対価として当然受け取るべき価額である「時価」により、その対価を支払うこととされた。 一方、と畜場における特定牛肉の一部の集取については、枝肉の経済的価値を減失・減少させないように数十グラム程度の肉片を集取することが技術的に容易であり、無償で行うことができることとされた。 (5) 地方農政局への委任 (1)から(3)までに規定する牛の管理者等、と畜者、販売業者等に対する農林水産大臣の立入検査等の権限は、地方農政局長に委任することとされた。ただし、農林水産大臣が自ら権限行使することを妨げないこととされた（法第19条第6項、規則第29条）。 2 独立行政法人家畜改良センターへの委任 農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、法第二章（牛個体識別台帳）及び第三章（牛の出生等の届出及び耳標の管理）に規定する事務のうち以下に掲げ
---	--

事務の全部又は一部を行わせることができることとされた（法第 20 条、令第 5 条）。	
ア	牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務
イ	牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務
ウ	届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務
エ	牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者が当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときに農林水産大臣に対して行う申出の受理に関する事務
オ	牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務
カ	牛の出生及び輸入、牛の譲渡し等及び譲受け等、牛のとさつ等の届出の受理に関する事務
キ	個体識別番号の決定及び通知に関する事務
アの「牛個体識別台帳の記録に関する事務」には当該記録の修正又は消去が含まれる。	
3	関係行政機関等の協力
農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができることとされた（法第 21 条）。	
第 7	経過措置等
1	既存牛に係る経過措置
この法律は、牛の出生後から各種の法的措置が生じるものことから、基本的には法施行日後に出生した牛が対象となるが、BSE のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするという法の趣旨にかんがみ、施行の際現に存する牛（以下「既存牛」という。）についても、以下の経過措置により、法の対象とすることとされた（法附則第 2 条）。	
まず、既存牛については、施行日（平成 15 年 12 月 1 日）から起算して 6 月を経過する日（平成 16 年 5 月 31 日）（その日までに牛の管理者による既存牛の届出の受理を受けて農林水産大臣から個体識別番号の通知があったときは、その通知があった日）までの間は、牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置や譲渡し等、とさつ等の届出に関する規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しないこととされた（法附則第 2 条第 1 項及び第 3 項）。	
一方、既存牛の管理者は、施行日（平成 15 年 12 月 1 日）から起算して 3 月を経過する日（平成 16 年 2 月 29 日）までに、当該既存牛について次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならないこととされ、当該届出を受理した農林水産大臣は、遅滞なく、当該届出をした既存牛の管理者に個体識別番号を通知するものとされた（法附則第 2 条第 2 項及び第 3 項、規則附則第 2 条）。	
ア	雌雄の別

イ 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ウ 飼養施設の所在地	なお、この届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３０万円以下の罰金に処せられることとされた（法附則第５条）。 既存牛の管理者は、施行日から起算して３月を経過する日（平成１６年２月２９日）までに農林水産大臣に対して上記の事項の届出を行わなければならない。この間に届出を受理した農林水産大臣は、遅滞なく、当該既存牛の管理者に対し個体識別番号を通知することとなる。このため、通常は、施行日から起算して６月を経過する日以前に個体識別番号の通知が行われ、当該通知の日後は、当該既存牛の管理者について、耳標の装着、譲渡し等の届出等の義務が生じることとなる。 なお、既存牛については、牛個体識別台帳においては、母牛の個体識別番号並びに輸入者の氏名又は名称及び住所を除いて記録することとし、また、出生又は輸入の年月日に代えて既存牛に係る届出の年月日を記録し、管理の開始の年月日に代えて法施行の際の管理者である旨を記録し、飼養の開始の年月日に代えて法施行の際の飼養施設である旨を記録することとされた（法附則第２条第４項）。 また、既存牛が施行日から起算して６月を経過する日（平成１６年５月３１日）（その日までに個体識別番号の通知があったときは、その通知があった日）までの間に出生した牛については、出生時には母牛の個体識別番号が存在しない場合も存在しうることから、牛個体識別台帳に記録する事項及び出生時に届け出なければならない事項から母牛の個体識別番号を除くこととされた（法附則第３条）。 ２ 特定牛肉の表示義務等の施行前にとされた牛に由来する特定牛肉に係る経過措置 特定牛肉に個体識別番号が表示されるのは特定牛肉の表示義務等の措置が施行される日（平成１６年１２月１日）以後であることから、それより前にとされた牛から得られた特定牛肉については、特定牛肉の表示等に関する規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しないこととされた（法附則第４条）。 ３ 検討 政府は、法の施行後３年を経過した場合において、法の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされた（法附則第７条）。 ４ 独立行政法人家畜改良センター法の一部改正 法の施行に伴い、独立行政法人家畜改良センター法（平成１１年法律第１８５号）の一部が改正され、独立行政法人家畜改良センターの業務として、法第２０条の規定に基づき農林水産大臣から委任される事務が加えられることとされた（法附則第８条）。
---	--

(独立行政法人農畜産業振興機構 畜産業振興事業)

食肉流通合理化総合対策事業
食肉処理衛生管理向上等推進事業

国産牛肉トレーサビリティ導入手引書(総論編)

平成15年12月発行

社団法人 中央畜産会